

2 事 例

【事例 1】視力障害の適切な事例

第 2 号様式の 2 (第 3 条関係)

身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)												
総括表												
氏 名	〇〇 〇〇	令和 4 年 1 2 月 1 日生	☒ 男 ☐ 女									
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇											
① 障害名(部位を明記)	両眼 視力障害											
② 原因となった 疾病・外傷名	視神経萎縮	外傷・疾病 ☒ 先天性 ☐ その他()										
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日											
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)	生来、物を見ようとしない。両眼の眼底視神経乳頭蒼白、対光反射消失しており、視力不良性眼振を認める。 視覚誘発電位にても両眼失明と判断できる。 障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日											
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入)	対光反射も認めないことから、視力障害 1 級である。 視力回復の見込みはないと思われるが、幼少のため将来再認定を要する。 [将来再認定 ☒ 要(軽度化)・重度化)・不要] [再認定の時期 1 年後 ☒ 3 年後・5 年後]											
⑥ その他参考となる合併症状	上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 5 年 7 月 1 日 病院又は診療所の名称 〇〇病院 電話 (〇〇〇〇)〇〇〇〇 所 在 地 〇〇区〇〇町〇〇番地 診 療 担 当 科 名 眼 科 医師氏名 〇〇〇〇 ☒ 印											
身体障害者福祉法第15条第3項の意見												
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ☒ 該当する ☐ 該当しない。		障害程度等級についての参考意見 1 級相当 <table border="1"> <tr> <td>内訳</td> <td>等</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>視力</td> <td>1</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>視野</td> <td></td> <td>級</td> </tr> </table>		内訳	等	級	視力	1	級	視野		級
内訳	等	級										
視力	1	級										
視野		級										
注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせする場合があります。												

(日本産業規格 A 列 4 番)

第3号様式（第3条関係）

視覚障害の状況及び所見

1 視 力

	裸眼視力	矯正視力					
右眼	0（推定）	不能	×	D	⊖	cyl	D Ax °
左眼	0（推定）	不能	×	D	⊖	cyl	D Ax °

2 視 野

ゴールドマン型視野計

（1）周辺視野の評価（Ⅰ／4）

①両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度(≤80)
左										度(≤80)

②両眼による視野が2分の1以上欠損（ はい ・ いいえ ）

（2）中心視野の評価（Ⅰ／2）

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心 視野角度（Ⅰ／2） (①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)
 (× 3 +) / 4 = 度

または

自動視野計

（1） 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

（2） 中心視野の評価（10-2 プログラム）

右 ③ 点(≥26dB)
 左 ④ 点(≥26dB)

両眼中心視野 視認点数 (③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)
 (× 3 +) / 4 = 点

3 現 症

	右	左
前 眼 部	異常なし	異常なし
中間透光体	異常なし	異常なし
眼 底	視神経萎縮	視神経萎縮

事例 1 解説

(視力障害の適切な事例)

○診断書・意見書について

記載事項は適切である。

○障害認定について

視力は、両眼とも光覚がないことから 1 級に該当する。

乳幼児の視覚障害の認定時期については、一般的には、概ね満 3 歳時以降とされている。この事例は、眼底所見に加え視覚誘発電位などの他覚的所見もあり、この時期の認定および視覚障害 1 級の判定は適切である。

また、視力回復の見込みはないが、判定時期が生後 7 か月と幼少であるので、将来再認定が要であると考えられる。

〔参照〕身体障害認定要領（記載要領）

乳幼児の視覚障害の認定時期については、無眼球など器質的所見が明らかな事例は別として、医学的に判定が可能となる年齢は、一般的には概ね満 3 歳時以降と考えられるので、その時期に障害認定を行うことが適当である。ただし、視覚誘発電位（VEP）、縞視力（preferential looking 法、grating acuity card 法、teller acuity card 法）などで推定可能なものは、3 歳以下で認定しても差し支えない。

なお、成長期の障害、進行性の障害、近い将来手術の予定される場合等については、将来再認定の要否等について明確に記載する必要がある。

【事例2】視力障害の適切な事例

第2号様式の2(第3条関係)

身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)									
総括表									
氏 名	〇〇 〇〇	昭和26年 2月 1日生	☒ 男 ☐ 女						
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇								
① 障害名(部位を明記)	両眼 視力障害								
② 原因となった 疾病・外傷名	外転神経麻痺	外傷 ☒ 疾病 先天性・その他()							
③ 疾病・外傷発生年月日	令和3年 4月 3日								
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)	2年前に急に内斜視となり、複視が出現した。診断は、左眼の外転神経麻痺である。発症以来複視のため片眼を遮閉している。								
障害固定又は障害確定(推定)		令和5年 1月 日頃							
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入)	視力右 0.6(矯正不能)、左 0.5(矯正不能)であるが、日常、複視のために左眼に眼帯をしている。外直筋麻痺の原因は特になく、保存的治療では効果がなかった。高齢のため手術療法は行えないので、症状固定と考え、両眼同時に使用できない複視と認めて、左眼視力0とするので、6級である。 〔将来再認定 要(軽度化・重度化)・☒不要 〔再認定の時期 1年後・3年後・5年後〕								
⑥ その他参考となる合併症状	上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 5 年 7 月 1 日 病院又は診療所の名称 〇〇病院 電話 (〇〇〇〇)〇〇〇〇 所 在 地 〇〇区〇〇町〇〇番地 診 療 担 当 科 名 眼 科 医師氏名 〇〇〇〇 ☒印								
身体障害者福祉法第15条第3項の意見									
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ☒該当する ☐該当しない。		障害程度等級についての参考意見 6 級相当 <table border="1"> <tr> <td>内訳</td> <td>等 級</td> </tr> <tr> <td>視力</td> <td>6 級</td> </tr> <tr> <td>視野</td> <td>級</td> </tr> </table>		内訳	等 級	視力	6 級	視野	級
内訳	等 級								
視力	6 級								
視野	級								
注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせる場合があります。									

(日本産業規格A列4番)

第3号様式（第3条関係）

視覚障害の状況及び所見

1 視 力

	裸眼視力	矯正視力					
右眼	0. 6	不能	×	D	⊖	cyl	D Ax °
左眼	0. 5	不能	×	D	⊖	cyl	D Ax °

2 視 野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

①両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度(≤80)
左										度(≤80)

②両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい ・ いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心 (①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)
 視野角度 (I / 2) (× 3 +) / 4 = 度

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)

右 ③ 点(≥26dB)
 左 ④ 点(≥26dB)

両眼中心視野 (③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)
 視認点数 (× 3 +) / 4 = 点

3 現 症

	右	左
前 眼 部	異常なし	異常なし
中間透光体	軽度白内障	軽度白内障
眼 底	異常なし	異常なし

事例 2 解説

(視力障害の適切な事例)

○診断書・意見書について

外転神経麻痺の発症から 2 年以上経過しており、複視の状態は固定したと判断できる。
したがって、記載事項は適切である。

○障害認定について

視力は、右 0. 6 (矯正不能)、左 0. 5 (矯正不能) であるが、両眼同時に使用できない複視があるので、左眼視力 0 とみなし 6 級に該当する。

P 6 1 [参照] 障害程度等級表解説

両眼を同時に使用できない複視の場合は、非優位眼の視力を 0 として取り扱う。

例えば、両眼とも視力が 0. 6 で眼筋麻痺により複視が起こっていて、日常生活で片眼を遮閉しなければならないような場合には、一眼の視力を 0 とみなし 6 級となる。

なお、顕性の眼位ずれがあっても、両眼複視を自覚しない場合には、これには該当しない。

【事例3】ゴールドマン型視野計の適切な事例

第2号様式の2(第3条関係)

身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)									
総括表									
氏 名 〇〇 〇〇	昭和23年 1月 1日生 男 女								
住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇									
① 障害名(部位を明記) 両眼 視力・視野障害									
② 原因となった 疾病・外傷名 正常眼圧緑内障 外傷 疾病 先天性・その他()									
③ 疾病・外傷発生年月日 不詳 年 月 日									
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。) 初診時、すでに中心視野狭窄あり、点眼加療するも徐々に進行し、中心視野が喪失した。視野はゴールドマン型視野計で測定。									
障害固定又は障害確定(推定) 令和5年 7月 1日									
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入) 矯正視力右眼0.08、左眼0.06で、視力障害4級。 両眼の周辺視野角度、中心視野角度はともに0度で視野障害は2級。 視力・視野障害の重複障害の合計指数は15点のため、視覚障害は2級。 将来視力障害悪化の可能性あり。									
[将来再認定 要 軽度化・ 重度化 ・ 不要] [再認定の時期 1年後・ 3年後 ・ 5年後]									
⑥ その他参考となる合併症状									
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 5 年 7 月 1 日 病院又は診療所の名称 〇〇病院 電話 (〇〇〇〇)〇〇〇〇 所 在 地 〇〇区〇〇町〇〇番地 診 療 担 当 科 名 眼 科 医師氏名 〇〇〇〇 印									
身体障害者福祉法第15条第3項の意見									
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する ・該当しない。		障害程度等級についての参考意見 2 級相当 <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">内訳</td> <td style="padding: 2px 10px;">等 級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">視力</td> <td style="padding: 2px 10px;">4 級</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">視野</td> <td style="padding: 2px 10px;">2 級</td> </tr> </table>		内訳	等 級	視力	4 級	視野	2 級
内訳	等 級								
視力	4 級								
視野	2 級								

注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせる場合があります。

(日本産業規格A列4番)

第3号様式（第3条関係）

視覚障害の状況及び所見

1 視 力

	裸眼視力	矯正視力					
右眼	0.08	矯正不能	×	D	⊖	cyl	D Ax °
左眼	0.06	矯正不能	×	D	⊖	cyl	D Ax °

2 視 野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

①両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右	0	0	0	0	0	0	0	0	0	度(≤80)
左	0	0	0	0	0	0	0	0	0	度(≤80)

②両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい ・ いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右	0	0	0	0	0	0	0	0	① 0	度
左	0	0	0	0	0	0	0	0	② 0	度

両眼中心視野角度 (I / 2) ((①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方))
 (0 × 3 + 0) / 4 = 0 度

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)

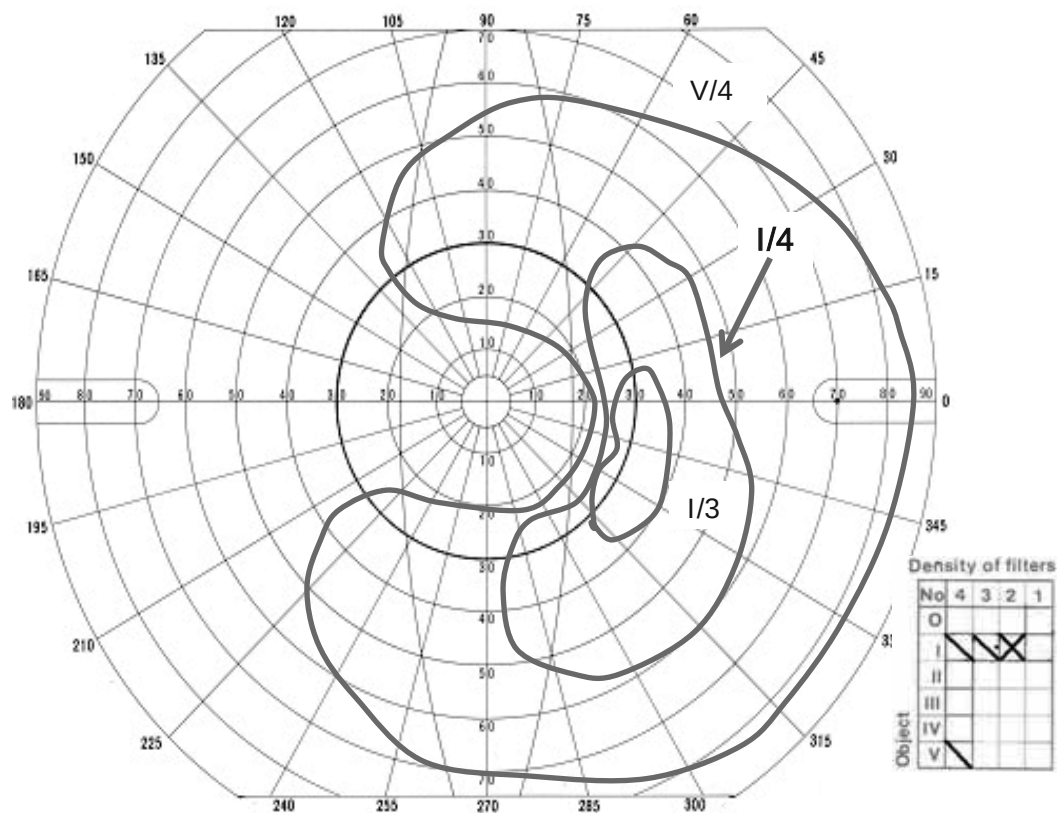
右 ③ 点(≥26dB)
 左 ④ 点(≥26dB)

両眼中心視野視認点数 ((③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方))
 (× 3 +) / 4 = 点

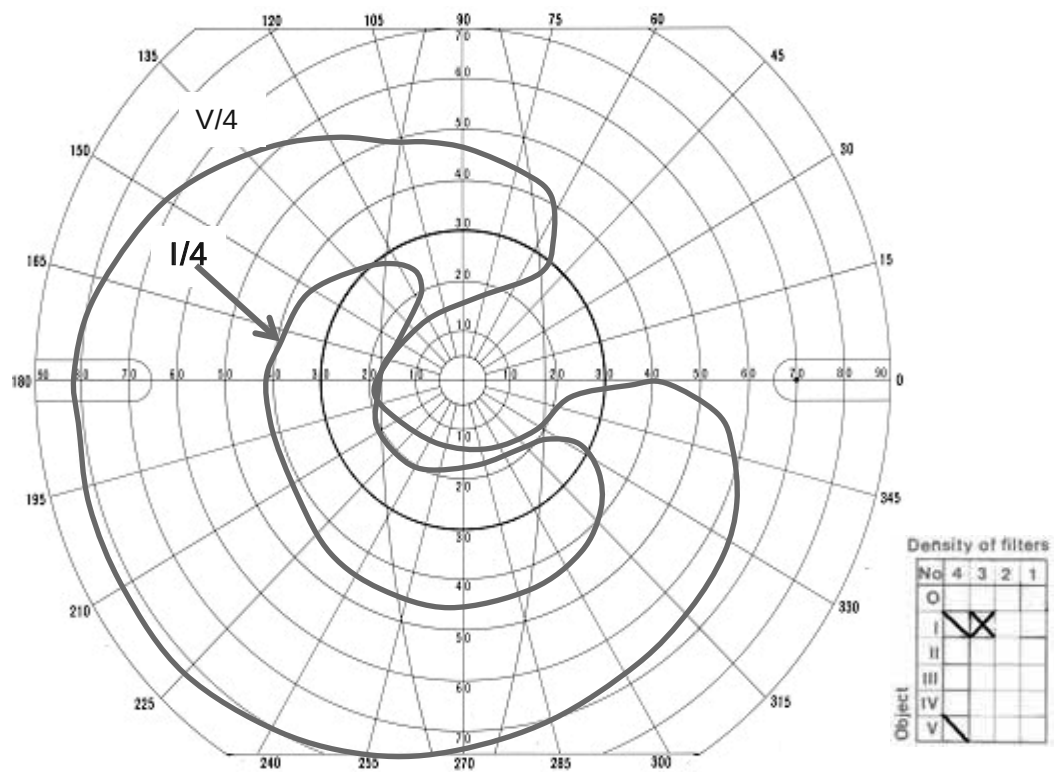
3 現 症

	右	左
前 眼 部	異常なし	異常なし
中間透光体	初発白内障	初発白内障
眼 底	緑内障性視神経萎縮	緑内障性視神経萎縮

右眼



左眼



(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

(日本産業規格 A 列 3 番)

事例 3 解説

(ゴールドマン型視野計の適切な事例)

○診断書・意見書について

記載事項は適切である。

○障害認定について

視力は、右 0.08 (矯正不能)、左 0.06 (矯正不能) であることから 4 級に該当する。

視野は、中心 10 度内に I / 4、I / 2 イソプタともになく、両眼の周辺視野角度は、中心視野角度はともに 0 度である。両眼中心視野角度は 28 度以下のため、視野障害は 2 級。

合計指数は視力障害 4 点、視野障害 11 点で計 15 点となり、視覚障害は 2 級となる。

P62〔参照〕障害程度等級表解説

I / 4 の視標で、中心 10 度以内に視野が存在しない場合は、周辺視野角度の総和が 80 度以下として取り扱う。

【事例 4】ゴールドマン型視野計の適切な事例

第 2 号様式の 2 (第 3 条関係)

身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)												
総括表												
氏 名	〇〇 〇〇	昭和 17 年 3 月 3 日生	男 ☒ 女 ☐									
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇											
① 障害名(部位を明記)	両眼 視野障害											
② 原因となった 疾病・外傷名	①右眼視神経炎 ②左眼正常眼圧緑内障	外傷 ☒ 疾病 ☐ 先天性・その他()										
③ 疾病・外傷発生年月日	①令和 3 年 7 月 日 ②不詳											
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)												
緑内障で通院加療中、令和 3 年 7 月に右眼視神経炎を発症。加療受けるも視力は白内障もあり 0. 1 にとどまり、中心暗点も残存している。左眼は緑内障による視野障害を上下視野に認め、白内障もあり視力は 0. 6 である。												
障害固定又は障害確定(推定) 令和 5 年 7 月 1 日												
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入)												
視力障害は右 0. 1、左 0. 6 で非該当。視野は、周辺視野に生理的限界の二分の一以上の欠損、10 度内狭窄が認められないが、両眼中心視野角度が 46 度であることから視野障害 5 級と判定される。 白内障、緑内障の悪化による障害の悪化の可能性あり。												
[将来再認定 ☒ 要 ☐ 軽度化 ☒ 重度化 ☐ ・ 不要] [再認定の時期 1 年後 ☒ 3 年後 ☐ ・ 5 年後]												
⑥ その他参考となる合併症状 現在、白内障の程度は軽度												
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。												
令和 5 年 7 月 1 日												
病院又は診療所の名称 〇〇病院 電話 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇												
所 在 地 〇〇区〇〇町〇〇番地												
診 療 担 当 科 名 眼 科 医師氏名 〇〇〇〇 ☒												
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見												
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		障害程度等級についての参考意見										
☒ 該当する ☐ 該当しない。		5 級相当 <table border="1"> <tr> <td>内訳</td> <td>等</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>視力</td> <td></td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>視野</td> <td>5</td> <td>級</td> </tr> </table>		内訳	等	級	視力		級	視野	5	級
内訳	等	級										
視力		級										
視野	5	級										
注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせる場合があります。												

(日本産業規格 A 列 4 番)

第3号様式（第3条関係）

視覚障害の状況及び所見

1 視 力

	裸眼視力	矯正視力								
右眼	0. 0 8	0. 1	×	-0. 5 0	D	⊖	cyl	D	Ax	°
左眼	0. 5	0. 6	×	+1. 0 0	D	⊖	cyl -0. 5 0	D	Ax 4 5	°

2 視 野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

①両眼の視野が中心10度以内

上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
									度(≤80)
									度(≤80)

②両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい ・ いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右	0	0	0	0	0	0	0	0	① 0	度
左	0	0	0	10	18	16	12	5	② 61	度

両眼中心 (①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)
 視野角度 (I / 2) (61 × 3 + 0) / 4 = 46 度

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)

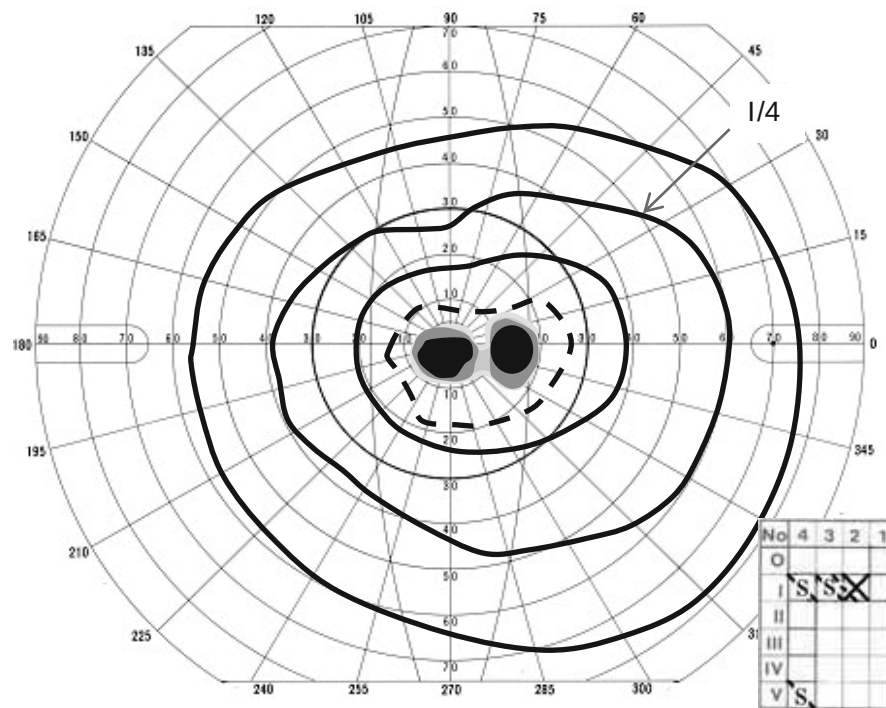
右 ③ 点(≥26dB)
 左 ④ 点(≥26dB)

両眼中心視野 (③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)
 視認点数 (× 3 +) / 4 = 点

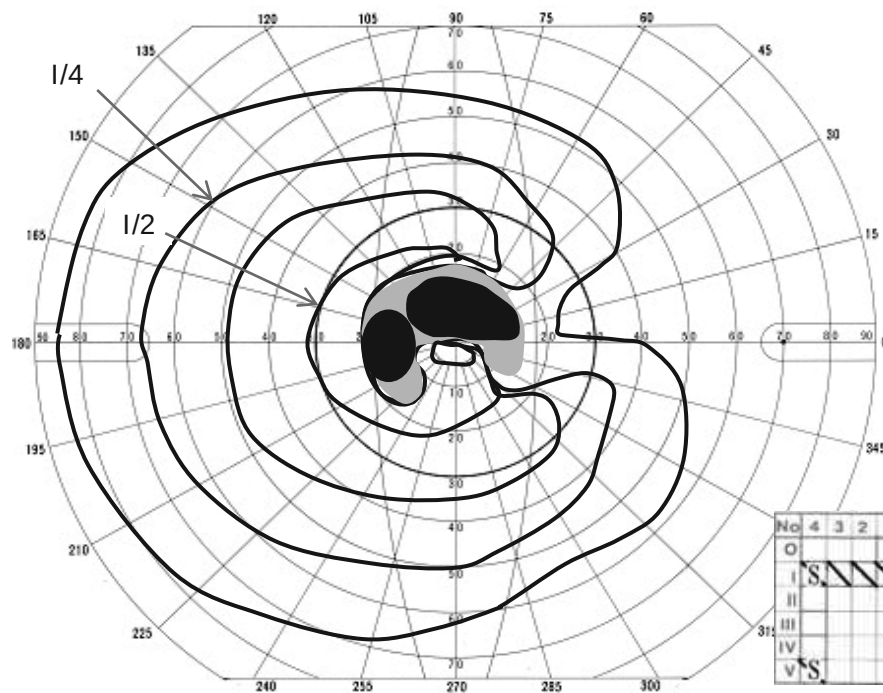
3 現 症

	右	左
前 眼 部	異常なし	異常なし
中間透光体	白内障	白内障
眼 底	視神経萎縮	緑内障性視神経萎縮

右眼



左眼



(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが $I/4$ の視標によるものか、 $I/2$ の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

(日本産業規格 A 列 3 番)

事例 4 解説

（ゴールドマン型視野計の適切な事例）

○診断書・意見書について

記載事項は適切である。

○障害認定について

視力は、矯正視力が右（0.1）、左（0.6）であることから非該当である。

視野は、周辺視野に生理的限界の2分の1以上の欠損が認められない。

両眼中心視野角度が46度（注1）とあり、56度以下であることから視野障害は5級である。

（注1） 計算すると45.7度であるが、小数点以下は四捨五入し整数で表すため、46度となる。

P62〔参照〕障害程度等級表解説

8方向の周辺視野角度は1/4 視標が視認できない部分を除いて算出する。

中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

傍中心暗点が存在する場合は、各経線とイソプタとの交点の角度から、暗点と重なる部分の角度を差し引いて視野角度とし、その合計を視野角度の総和とする。

両眼中心視野視認点数は、小数点以下は四捨五入し、整数で表す。

【事例5】ゴールドマン型視野計の適切な事例

第2号様式の2(第3条関係)

身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)												
総括表												
氏 名	〇〇 〇〇	昭和26年 4月 8日生	男 ☒ 女 ☐									
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇											
① 障害名(部位を明記)	両眼 視野障害											
② 原因となった 疾病・外傷名	網膜色素変性	外傷・疾病 ☒ 先天性 ☐ その他()										
③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日	不詳										
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。) 平成27年初診時、右(0.6) 左(0.6)であった。 令和5年5月再診時、右(0.2) 左(0.07)と低下していた。												
障害固定又は障害確定(推定)		令和5年 7月 26日										
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入) 視力低下と 視野欠損の進行を認める。 [将来再認定 ☒ 要 ☐ 軽度化 ☒ 重度化 ☐ 不要] [再認定の時期 ☒ 1年後 ☐ 3年後 ☐ 5年後]												
⑥ その他参考となる合併症状												
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和5年 7月 26日 病院又は診療所の名称 〇〇病院 電話 (〇〇〇〇)〇〇〇〇 所 在 地 〇〇区〇〇町〇〇番地 診 療 担 当 科 名 眼 科 医師氏名 〇〇〇〇 ☒												
身体障害者福祉法第15条第3項の意見												
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ☒ 該当する。 ☐ 該当しない。		障害程度等級についての参考意見 2 級相当 <table border="1"> <tr> <td>内訳</td> <td>等</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>視力</td> <td></td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>視野</td> <td>2</td> <td>級</td> </tr> </table>		内訳	等	級	視力		級	視野	2	級
内訳	等	級										
視力		級										
視野	2	級										

注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせる場合があります。

(日本産業規格A列4番)

第3号様式（第3条関係）

視覚障害の状況及び所見

1 視 力

	裸眼視力	矯正視力			
右眼	0.09	0.2	×	-1.00 D	⊖ cyl -0.50 D Ax 110°
左眼	0.05	0.07	×	-2.50 D	⊖ cyl D Ax °

2 視 野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

①両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右	3	3	3	3	3	3	3	3	24	度(≤80)
左	2	2	2	2	2	2	2	2	16	度(≤80)

②両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい ・ いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									① 0	度
左									② 0	度

両眼中心 (①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)
視野角度 (I / 2) (× 3 +) / 4 = 度

両眼 I / 2 測定不能

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)

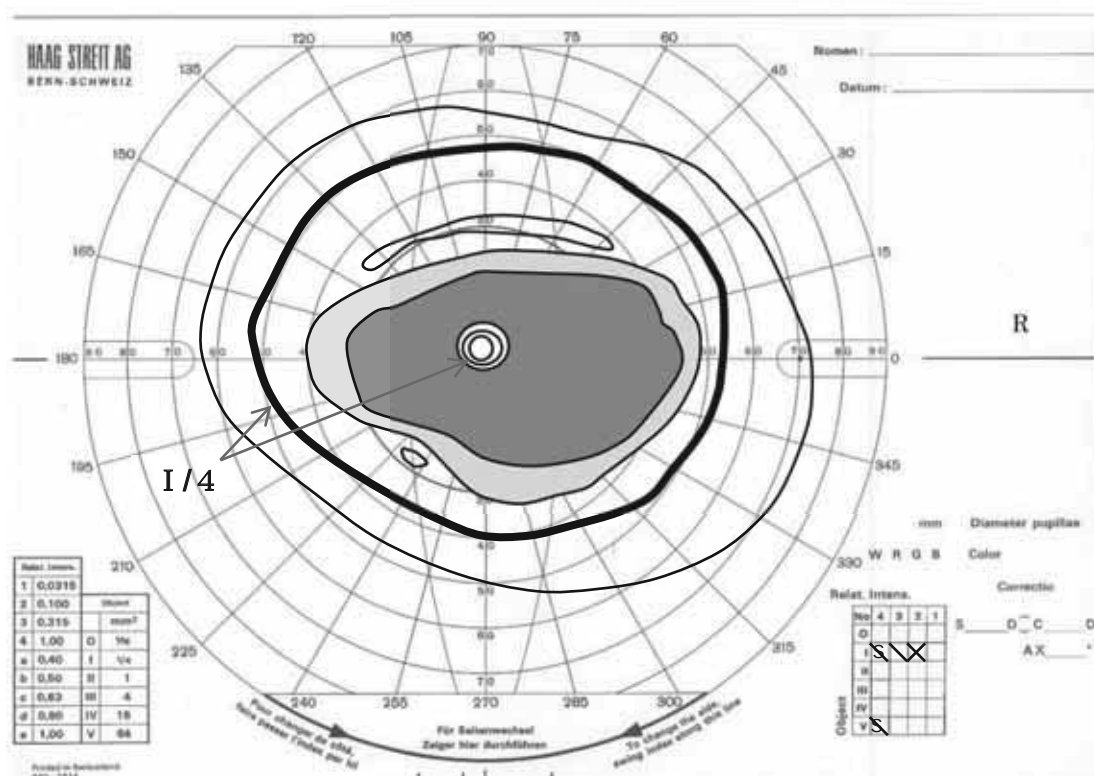
右 ③ 点(≥26dB)
左 ④ 点(≥26dB)

両眼中心視野 (③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)
視認点数 (× 3 +) / 4 = 点

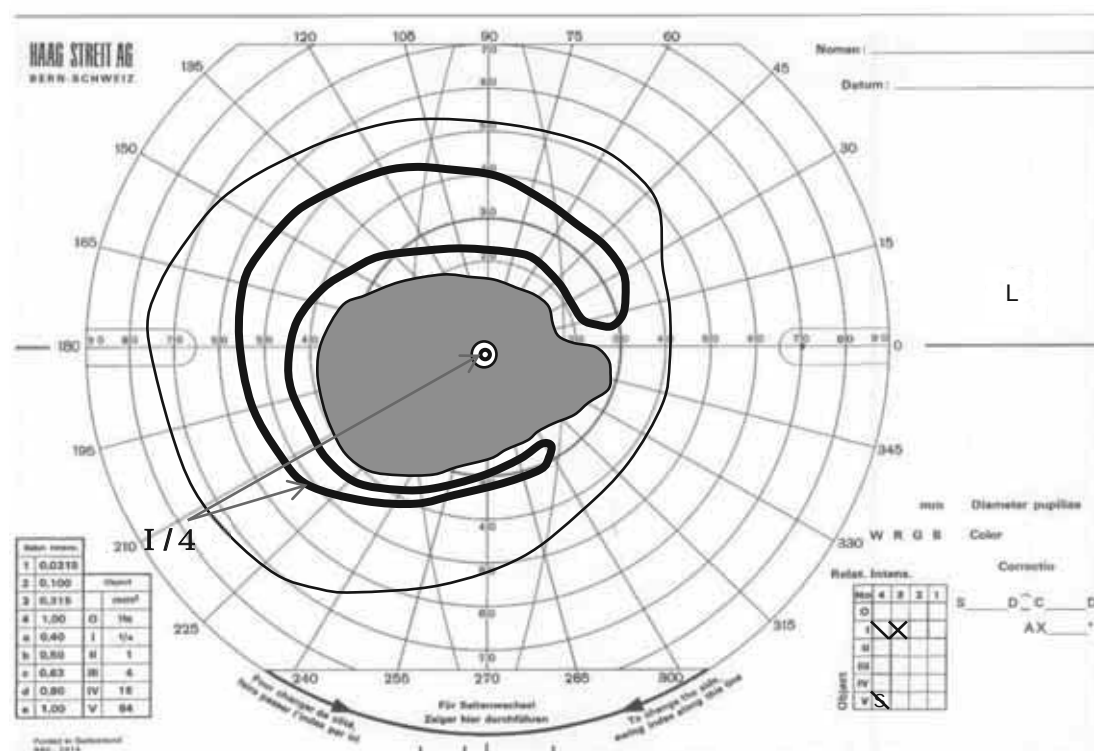
3 現 症

	右	左
前 眼 部	異常なし	異常なし
中間透光体	白内障	白内障
眼 底	網膜色素変性	網膜色素変性

右眼



左眼



(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

(日本産業規格 A 列 3 番)

事例 5 解説

（ゴールドマン型視野計の適切な事例）

○診断書・意見書について

記載事項は適切である。

○障害認定について

視力は、矯正視力が右（0. 2）、左（0. 07）であることから非該当である。

視野は、I／4 イソプタで中心と周辺が完全に分離している。

その場合、中心部のみで評価すればよいので、右が24度、左は16度となる。

中心視野については、両眼I／2測定不能と記載されていることから0度となり、視野障害は2級となる。

P62〔参照〕障害程度等級表解説

I／4の視標で、周辺にも視野が存在するが中心部の視野と連続しない場合は、中心部の視野のみで判定する。

【事例6】ゴールドマン型視野計の不適切な事例

第2号様式の2(第3条関係)

身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)												
総括表												
氏 名	〇〇 〇〇	昭和30年 5月 5日生	☒ 男 ☐ 女									
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇											
① 障害名(部位を明記)	両眼 視野障害											
② 原因となった 疾病・外傷名	正常眼圧緑内障	外傷 ☒ 疾病	先天性・その他()									
③ 疾病・外傷発生年月日	不詳 年 月 日											
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)												
令和1年視野狭窄感にて受診、緑内障と診断。初診時すでに中心・周辺残存視野の状態、湖崎分類Ⅳ期相当であった。点眼治療にて眼圧も下降し、現在まで眼圧も視野も安定した状態である。両眼白内障も軽微である。視野は、ゴールドマン型視野計で測定。右眼Ⅰ／４イソプターは、中心と周辺が完全に分離しており、左眼Ⅰ／４イソプターは1点のみで中心と周辺が繋がっている状態で、機能的には中心・周辺が分離しているものと考えられるため、中心視野のみで評価した。 障害固定又は障害確定(推定) 令和5年 7月 1日												
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入)												
周辺視野角度は右59度、左65度とともに10度内狭窄と判定、両眼中心視野角度は39度で、視野障害3級。 [将来再認定 ☒要 ☐軽度化 ☒重度化 ☐不要] [再認定の時期 1年後 ☒3年後 ☐5年後]												
⑥ その他参考となる合併症状												
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和5年 7月 1日 病院又は診療所の名称 〇〇病院 電話 (〇〇〇〇)〇〇〇〇 所 在 地 〇〇区〇〇町〇〇番地 診 療 担 当 科 名 眼 科 医師氏名 〇〇〇〇 ☒印												
身体障害者福祉法第15条第3項の意見												
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ☒該当する ☐該当しない。		障害程度等級についての参考意見 3 級相当 <table border="1"> <tr> <td>内訳</td> <td>等</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>視力</td> <td></td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>視野</td> <td>3</td> <td>級</td> </tr> </table>		内訳	等	級	視力		級	視野	3	級
内訳	等	級										
視力		級										
視野	3	級										
注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせる場合があります。												

(日本工業規格A列4番)

第3号様式（第3条関係）

視覚障害の状況及び所見

1 視 力

	裸眼視力	矯正視力					
右眼	0. 7	1. 0	×	-0. 5 0	D	⊖	cyl-1. 0 0 D Ax4 0 °
左眼	0. 8	1. 0	×	-0. 2 5	D	⊖	cyl-1. 2 5 D Ax120 °

2 視 野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

①両眼の視野が中心10度以内

上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
6	8	7	9	8	8	7	6	59	度(≤80)
7	6	7	8	8	10	7	7	60	度(≤80)

②両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい ・ いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右	5	5	5	5	4	5	5	5	①39	度
左	4	4	5	5	5	5	5	5	②38	度

両眼中心 (①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)
 視野角度 (I / 2) (39 × 3 + 38) / 4 = 39 度

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)

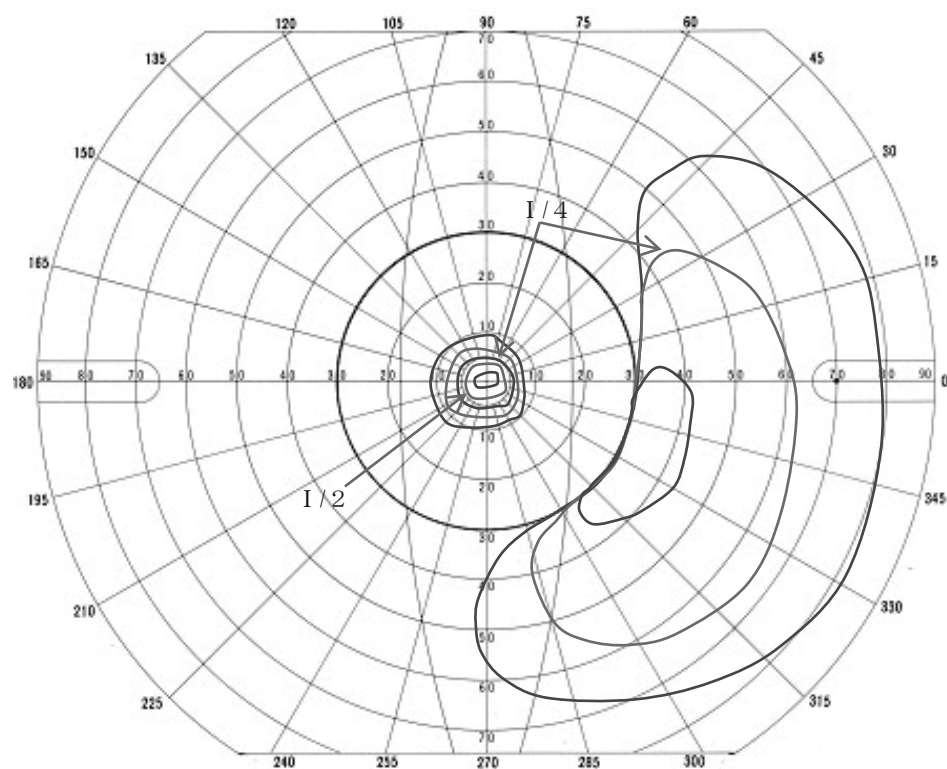
右 ③ 点(≥26dB)
 左 ④ 点(≥26dB)

両眼中心視野 (③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)
 視認点数 (× 3 +) / 4 = 点

3 現 症

	右	左
前 眼 部	異常なし	異常なし
中間透光体	初発白内障	初発白内障
眼 底	緑内障性視神経萎縮	緑内障性視神経萎縮

右眼

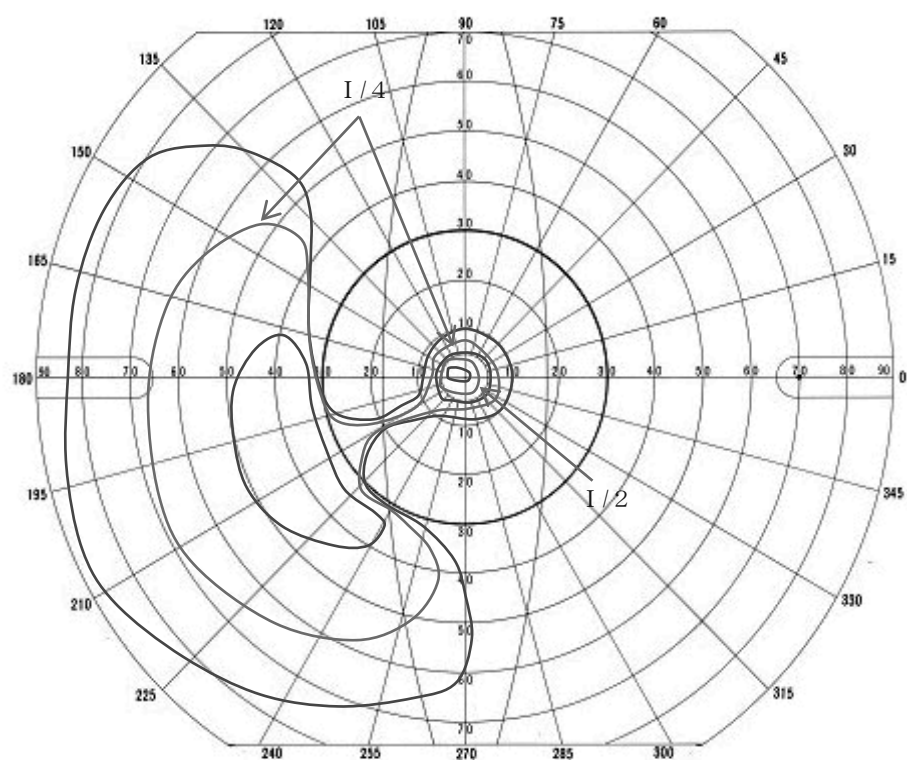


Density of filters

No	4	3	2	1
O				X
I				
II				
III				
IV				
V				

Object

左眼



Density of filters

No	4	3	2	1
O				X
I				
II				
III				
IV				
V				

Object

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

(日本工業規格 A 列 3 番)

事例 6 解説

（ゴールドマン型視野計の不適切な事例）

○診断書・意見書について

記載事項は不適切である。

「参考となる経過・現症」において、左眼 I / 4 イソプタは外下 1 点のみで中心と周辺が繋がっている状態で、機能的には周辺・中心が分離しているとの見解だが、I / 4 イソプタが中心と周辺で連続している以上、周辺・中心視野の分離とは判定できない。

○障害認定について

視力は、矯正視力が右（1. 0）、左（1. 0）であることから非該当である。

視野は、右眼は周辺と中心が分離しているので、周辺視野角度は診断書通りである。

左眼は、I / 4 イソプタが周辺・中心で連続していることから分離しているとは認められない。再計算すると、左眼の合計は 6 0 度ではなく、外下が 4 5 度、外が 4 1 度となるので、合計は 1 2 9 度となり 8 0 度を超える。

I / 2 は診断書通りとなることから、両眼中心視野角度が 5 6 度以下のものとして、視野障害は 5 級となる

P 6 2 【参照】障害程度等級表解説

I / 4 の視標で、周辺にも視野が存在するが中心部の視野と連続しない場合は、中心部の視野のみで判定する。

【事例 7】自動視野計の適切な事例

第 2 号様式の 2 (第 3 条関係)

身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)										
総括表										
氏 名 ○○ ○○	昭和 17 年 7 月 7 日生 ☒ 男 ☐ 女									
住 所 ○○○○○○○○○										
① 障害名(部位を明記) 両眼 視野障害										
② 原因となった 疾病・外傷名 落屑緑内障	外傷 ☒ 疾病 先天性・その他()									
③ 疾病・外傷発生年月日 不詳 年 月 日										
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。) 平成 15 年、健診で緑内障を指摘されるも放置。平成 20 年視力低下自覚し、眼科受診。白内障、緑内障を指摘され、平成 21 年両眼の白内障・緑内障手術を受けたが、右眼矯正視力 0.3、左眼矯正視力は 1.2。手術以後、緑内障は点眼併用で眼圧コントロールされ、視野障害も明らかな進行はない。視野は自動視野計で測定。 障害固定又は障害確定(推定) 令和 5 年 7 月 1 日										
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入) 視力は、右 0.5、左 0.7 で等級に該当せず。 視野は、エスターマン・テストの視認点数：54 点 両眼中心視野の視認点数 19 点で、視野障害 2 級。 〔将来再認定 要(軽度化・重度化) ☒ 不要〕 〔再認定の時期 1 年後 ・ 3 年後 ・ 5 年後〕										
⑥ その他参考となる合併症状 上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 5 年 7 月 1 日 病院又は診療所の名称 ○○病院 電話 (○○○○)○○○○ 所 在 地 ○○区○○町○○番地 診 療 担 当 科 名 眼 科 医師氏名 ○○○○ ☒ 印										
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見										
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ☒ 該当する。 ☐ 該当しない。	障害程度等級についての参考意見 2 級相当 <table border="1"> <tr> <td>内訳</td> <td>等</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>視力</td> <td></td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>視野</td> <td>2</td> <td>級</td> </tr> </table>	内訳	等	級	視力		級	視野	2	級
内訳	等	級								
視力		級								
視野	2	級								
注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせる場合があります。										

(日本産業規格 A 列 4 番)

第3号様式（第3条関係）

視覚障害の状況及び所見

1 視 力

	裸眼視力	矯正視力					
右眼	0.3	0.5	×	-0.75	D	⊖	cyl-1.50 D Ax90°
左眼	0.4	0.7	×	-0.50	D	⊖	cyl-2.00 D Ax80°

2 視 野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

①両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度(≤80)
左										度(≤80)

②両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい ・ いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心 (①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)
 視野角度 (I / 2) (× 3 +) / 4 = 度

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)

右 点(≥26dB)
 左 点(≥26dB)

両眼中心視野 (③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)
 視認点数 (× 3 +) / 4 = 点

3 現 症

	右	左
前 眼 部	虹彩縁に落屑物質沈着	虹彩縁に落屑物質沈着
中間透光体	眼内レンズ挿入眼	眼内レンズ挿入眼
眼 底	緑内障性視神経萎縮	緑内障性視神経萎縮

名前 : ○○○○○○

ID : ****

検査眼 : リョウガン

タシヨビ : 1942-XX-XX

イスターマン リョウガン

固視監視 : オフ

固視点 : 中心

固視不良 : 0/0

偽陽性 : 4/14

偽陰性 : 3/15

テスト時間 : 07:11

視標キド : 10 dB

視標 : III 白色

背景 : 31.5 ASB

方法 : 2段階測定

検査モード : 単一輝度

瞳孔径 :

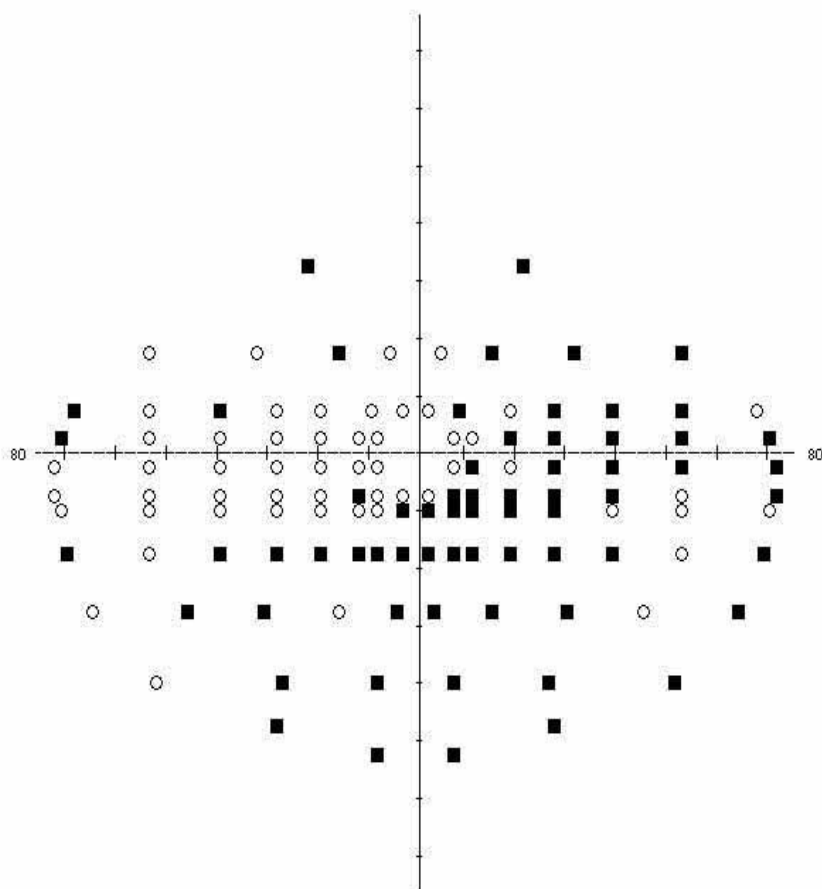
視力 :

度数 : DS DO X

検査日 : 2023-06-XX

時間 : 11:33 AM

年齢 : 80



○ 見えた 54/120

■ 見えなかった 66/120

△ 盲点

イスターマン キノクスIT 45

©2010 Carl Zeiss Meditec

HF All

単一視野解析

検査眼：右

名前：*****

タシヨビ：1942-**-**

ID：*****

中心10-2 閾値

固視監視：注視/盲点

視標：III, 白色

瞳孔径：6.3 mm

検査日：2023-06-XX

固視点：中心

背景：31.5 ASB

視力：0.4

時間：3:14PM

固視不良：2/17

方法：SITA-Standard

度数：+0.00 DS -0.50 DC X 90

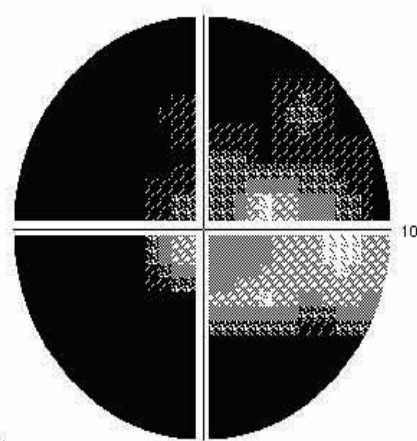
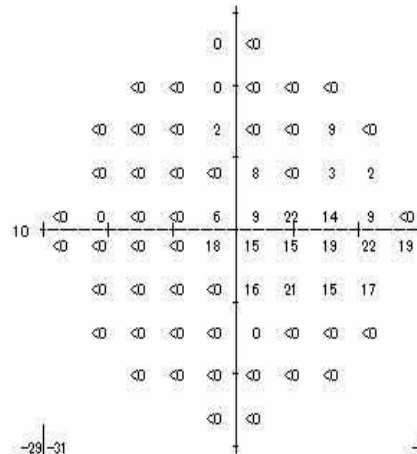
年齢：80

偽陽性：2%

偽陰性：0%

テスト時間：08:28

中心窓：29 dB ■



-29 -31
-32 -32 -30 -32 -32 -31
-32 -33 -33 -29 -33 -33 -21 -31
-33 -33 -34 -34 -23 -34 -28 -29
-33 -32 -34 -34 -26 -23 -10 -18 -23 -32
-33 -34 -34 -34 -14 -17 -17 -13 -10 -11
-33 -34 -34 -34 -17 -11 -17 -14
-33 -34 -34 -34 -32 -34 -34 -33
-33 -33 -33 -33 -33 -33
-33 -33

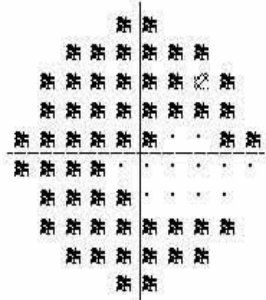
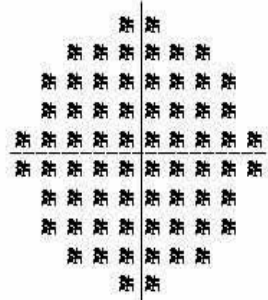
-12 -14
-15 -15 -13 -15 -14 -14
-15 -16 -16 -12 -16 -16 -4 -14
-16 -16 -16 -17 -6 -16 -11 -11
-15 -14 -17 -17 -9 -6 7 -1 -6 -15
-15 -17 -17 -17 3 0 0 4 7 6
-16 -17 -17 -17 1 6 0 3
-16 -16 -17 -17 -15 -17 -16 -16
-16 -16 -16 -16 -16 -16
-15 -15

MD -28.71 dB P<1%

PSD 7.61 dB P<1%

トータル偏差

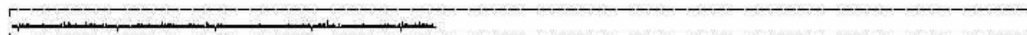
パターンの偏差



□ < 5%

□ < 2%

■ < 1%



2010 Carl Zeiss Meditec

HF All

単一視野解析

検査眼：左

名前：*****

タリョウヒ：1942-XX-XX

ID：*****

中心10-2 閾値

固視監視：盲点

視標：III 白色

瞳孔径：

検査日：2023-05-XX

固視点：中心

背景：31.5 ASB

視力：0.7

時間：3:26PM

固視不良：5/20 x

方法：SITA-Standard

度数：+0.75 DS -2.00 DC X 90

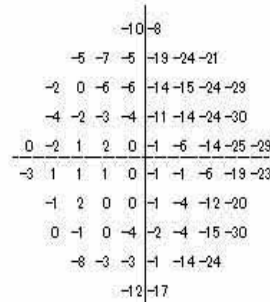
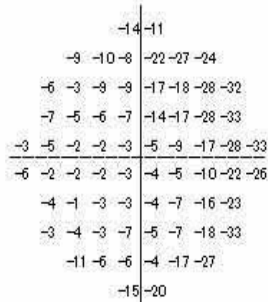
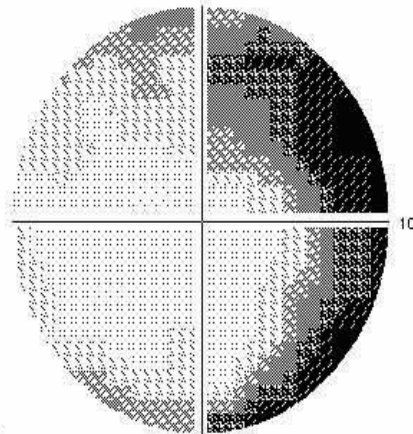
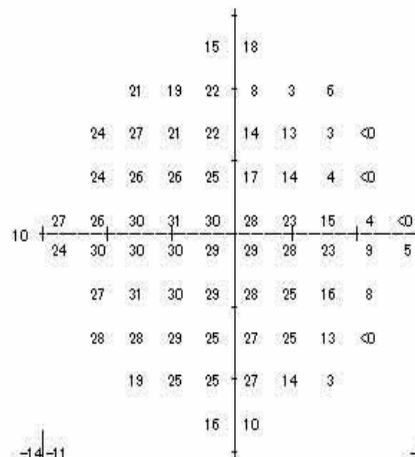
年齢：80

偽陽性：3 %

偽陰性：2 %

テスト時間：08:00

中心窩：32 dB



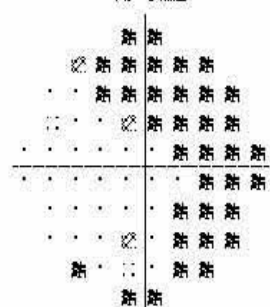
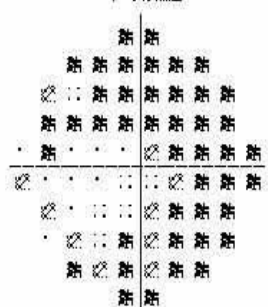
患者の信頼係数が低い

MD -11.67 dB P<1%

PSD 9.61 dB P<1%

トータル偏差

パターン偏差



● < 5%

● < 2%

● < 1%

2010 Carl Zeiss Meditec

HFAII

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

(日本産業規格 A 列 3 番)

事例 7 解説

（自動視野計の適切な事例）

○診断書・意見書について

記載事項は適切である。

○障害認定について

視力は、矯正視力が右（0.5）、左（0.7）であることから非該当である。

なお、眼内レンズ挿入眼で測定した視力は、この事例のように裸眼視力と同等に扱う。

視野は、エスターマンテストの視認点数が54点、両眼中心視野の視認点数が19点で、視野障害は2級に該当する。

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	I/4 視標	I/2 視標	両眼開放エスターマン テスト視認点数	10-2 プログラム 両眼中心視野視認点数
2 級	周辺視野角度 の総和が 左右眼それぞれ 80 度以下	両眼中心視野角度 28 度以下	70 点以下	20 点以下
3 級		両眼中心視野角度 56 度以下		40 点以下
4 級		X		X
5 級	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損	X	100 点以下	X
	X	両眼中心視野角度 56 度以下	X	40 点以下

【事例 8】自動視野計の不適切な事例

第 2 号様式の 2 (第 3 条関係)

身体障害者診断書・意見書(視覚障害用)									
総括表									
氏 名	〇〇 〇〇	昭和 16 年 6 月 12 日生	男 ☐ 女 ☒						
住 所	〇〇〇〇〇〇〇〇								
① 障害名(部位を明記)	両眼 視力・視野障害								
② 原因となった 疾病・外傷名	右視神経萎縮、左緑内障	外傷 ☒ 疾病 ☐	先天性・その他()						
③ 疾病・外傷発生年月日	不詳 年 月 日								
④ 参考となる経過・現症(画像診断及び検査所見を含む。)	平成 15 年、右海面静脈洞瘻にて手術うけるもその後、右眼外転障害、視神経障害出現し、視力は眼前手動弁。平成 25 年左眼白内障手術をうけ、同時期緑内障と診断され点眼治療を開始。令和 1 年当院初診、視力右 15cm 手動弁、左 0.3 (0.4)、右視神経萎縮、左緑内障性視神経乳頭陥凹あり、緑内障点眼治療中。視力右光覚のみ、左 0.2 (0.4)。視野は自動視野計で測定し、右眼測定不能、左眼上半視野障害を認めるも、障害は当院初診以後著変なし。 障害固定又は障害確定(推定) 令和 5 年 7 月 1 日								
⑤ 総合所見(再認定の項目も記入)	視力右 0、左 0.4 で視力障害 6 級。 視野はエスターマンテスト視認点数 59 点、両眼中心視野視認点数 32 点で 3 級。 以上より、視覚障害 3 級。 [将来再認定 要(軽度化・重度化) ☒ 不要 ☐ [再認定の時期 1年後・3年後・5年後]								
⑥ その他参考となる合併症状	上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 令和 5 年 7 月 1 日 病院又は診療所の名称 〇〇病院 電話 (〇〇〇〇)〇〇〇〇 所 在 地 〇〇区〇〇町〇〇番地 診 療 担 当 科 名 眼 科 医師氏名 〇〇〇〇 ☒								
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見									
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ☒ 該当する ☐ 該当しない。		障害程度等級についての参考意見 3 級相当 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>等 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>6 級</td> </tr> <tr> <td>視野</td> <td>3 級</td> </tr> </tbody> </table>		内 訳	等 級	視力	6 級	視野	3 級
内 訳	等 級								
視力	6 級								
視野	3 級								
注 障害区分や等級決定のため、東京都心身障害者福祉センターから改めて問い合わせる場合があります。									

(日本産業規格 A 列 4 番)

第3号様式（第3条関係）

視覚障害の状況及び所見

1 視 力

	裸眼視力	矯正視力					
右眼	光覚弁	矯正不能	×	D	⊖	cyl	D Ax °
左眼	0. 2	0. 4	×	0. 5 0	D	⊖	cyl D Ax °

2 視 野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

①両眼の視野が中心10度以内

上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
									度(≤80)
									度(≤80)

②両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい ・ いいえ)

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心 (①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)
視野角度 (I / 2) (× 3 +) / 4 = 度

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)

右 点(≥26dB)
左 点(≥26dB)

両眼中心視野 (③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)
視認点数 (× 3 +) / 4 = 点

3 現 症

	右	左
前 眼 部	異常なし	異常なし
中間透光体	白内障	眼内レンズ挿入眼
眼 底	視神経萎縮	緑内障性視神経乳頭萎縮

Patient: 0000000
Date of Birth: Sep ** 1922
Gender: Female
Patient ID: *****



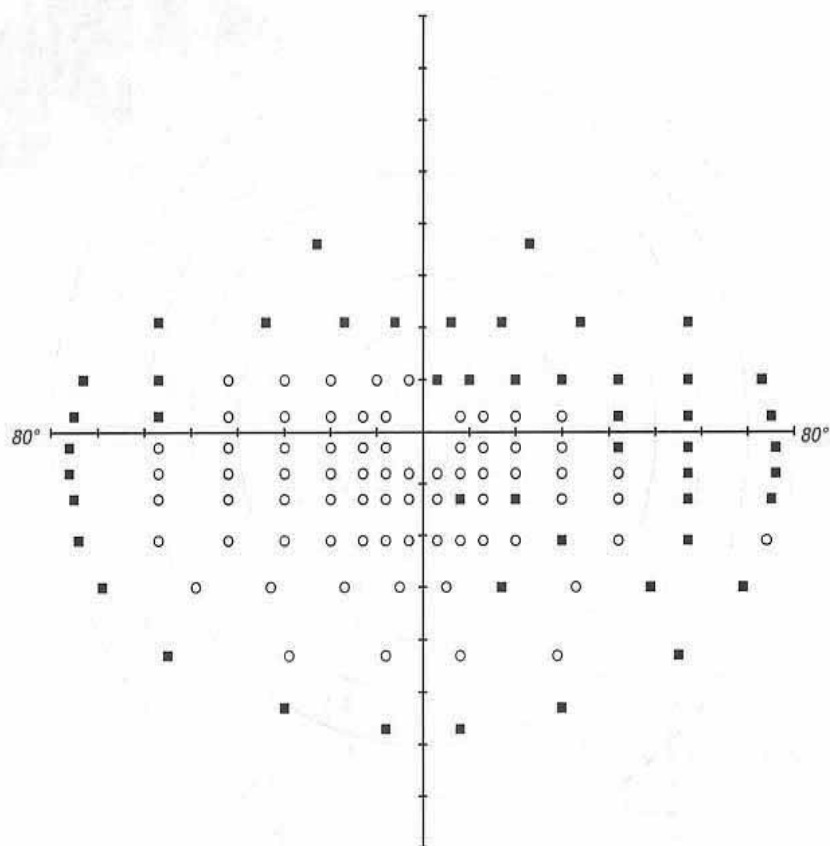
OU Suprathreshold

Esterman Binocular Suprathreshold Test

Fixation Monitor: Off
Fixation Target: Central
Fixation Losses: 0/0
False POS Errors: 0/15
False NEG Errors: 5/14 XX
Test Duration: 06:57
Stimulus Intensity: 10dB

Stimulus: Ill, White
Background: 31.5 asb
Strategy: Two Zone
Test Mode: Single Intensity
Pupil Diameter:
Visual Acuity:
Rx:

Date: Jul ** 2023
Time: 10:45 AM
Age: 82



○ Seen 71/120
■ Not Seen 49/120
△ Blind Spot

Esterman Efficiency Score: 59

Comments

Signature



(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

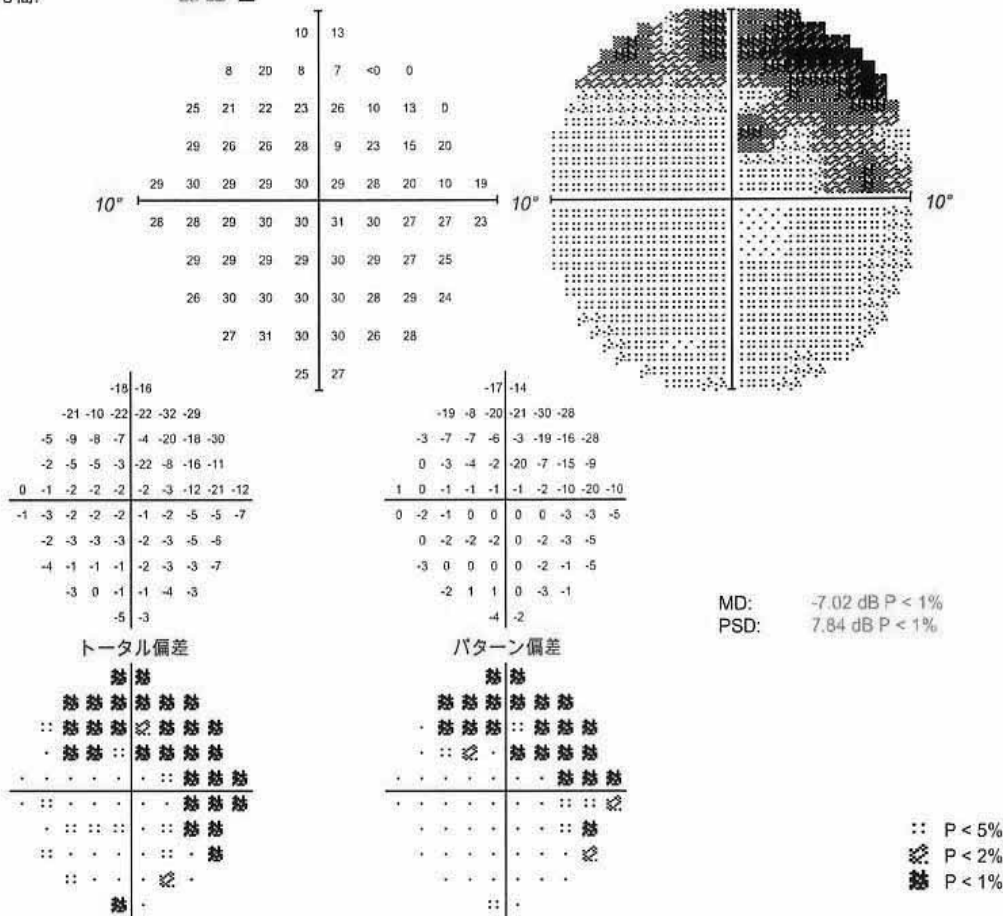
名前: 0000000
生年月日: 1941/09/xx 1941
性別: 女性
ID: ****



OS 単一視野解析

中心10-2 閾値テスト

固視監視: ゲイズ/盲点 刺激: III, 白色 日付: 2023/07/xx
固視点: 中心 背景: 31.5 asb 時間: 11:05
固視不良: 1/13 方法: SITA-Fast 年齢: 82
偽陽性: 0% 瞳孔径: 4.6 mm *
偽陰性: 17% 視力: 度数: +2.75 DS
テスト時間: 06:25
中心窩: 28 dB ■



コメント

サイン



(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

(日本産業規格 A 列 3 番)

事例 8 解説

（自動視野計の不適切な事例）

○診断書・意見書について

記載事項は視力は適切であるが、視野は不適切である。

○障害認定について

視力は、右光覚弁、左（0.4）で視力障害は6級である。

視野は、両眼開放エスターマンテスト視認点数59点としているが、これはエスターマンキノウスコア（Esterman Efficiency Score）の数値である。

正しくは、見えた（seen）の数を記入する。両眼開放エスターマンテスト視認点数は71点となり、視野障害5級となる。

合計指数は視力障害1点、視野障害2点で計3点となり、視覚障害は5級となる。

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	1/4 視標	1/2 視標	両眼開放エスターマン テスト視認点数	10-2 プログラム 両眼中心視野視認点数
2 級	周辺視野角度 の総和が 左右眼それぞれ 80 度以下	両眼中心視野角度 28 度以下	70 点以下	20 点以下
3 級		両眼中心視野角度 56 度以下		40 点以下
4 級				
5 級	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損		100 点以下	
		両眼中心視野角度 56 度以下		40 点以下